

## 北島町議会SNS運用方針

### 1 目的

北島町議会（以下「町議会」という。）は、議会活動に関する情報の積極的な発信を行うことにより、町民に親しみのある開かれた議会を推進することを目的に、北島町議会専用SNS（Facebook、Instagram）（以下「町議会公式アカウント」という。）を開設するものです。

### 2 運用管理者等

- (1) 運用管理者は、町議会議長とします。
- (2) 運用責任者は、町議会運営委員長とします。
- (3) 運用担当者は、町議会広報編集特別委員会及び町議会事務局とします。

### 3 投稿内容

- (1) 定例会、臨時会、委員会の会議日程
- (2) 町議会、委員会の活動
- (3) 町議会からのお知らせ

### 4 運用方法

町議会公式アカウントの運用方法は次のとおりとします。

- (1) 議会からの情報発信を原則とし、他のSNSアカウントへのフォローや他のSNSアカウントが行った投稿記事に対するコメントやシェア、いいね等の操作は行いません。
- (2) 本ページ等を更新する時間は、町の執務時間を基本とします。
- (3) 町議会公式アカウントの投稿に対するコメントやダイレクトメッセージ等には、原則として応答しません。
- (4) 町議会公式アカウントに寄せられた町議会に対する意見、提言、質問、陳情、要望、苦情等には、原則として応答しません。

### 5 禁止事項

本ページ等の運用担当者は、次の事項に該当する内容の情報発信を禁止事項とします。

- (1) 法令等に違反する、又は違反する恐れがあるもの

- (2) 他者を誹謗又は中傷することを目的としたもの
- (3) 人種、信条、性別、社会的身分、門地等について差別し、又は差別を助長させるもの
- (4) 虚偽又は事実と異なるおそれのあるもの
- (5) 町議会が取り扱う情報のうち、直ちに一般に公表することを想定していないもの
- (6) 町議会の権利を侵害する情報や、正当な理由なく他者の権利を侵害するもの
- (7) 意思形成過程にあるもの（検討中の素案等）。ただし、町民に広く意見を求める場合を除く
- (8) 町議会の信用を失墜させる恐れのあるもの
- (9) その他公の秩序又は善良の風俗に反するもの

## 6 利用者に対する禁止事項

利用者により投稿されたコメント等について、次の事項のいずれかに該当すると運用管理者が判断した場合は、予告なくコメントの削除等を行います。また、当該コメントを行った利用者について、予告なくブロック機能などによる制限や、しかるべき機関への報告を行います。

- (1) 法令等に違反する、又は違反する恐れがあるもの
- (2) 政治的活動、宗教的活動、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (4) 特定の個人・団体などを差別や誹謗中傷するもの、又はそれらを助長するもの
- (5) 知的財産権を侵害するなど北島町議会又は利用者、もしくは第三者に不利益を与えるもの
- (6) なりすました虚偽、事実と異なる内容、単なる風評であるもの、又はそれらを助長するもの
- (7) 本人の承諾なく個人情報保護を侵害するもの
- (8) 町議会公式アカウントの投稿と関係のないもの
- (9) SNSを利用する上での規約に反するもの
- (10) その他、運用管理者が不適切と判断したもの

## 7 知的財産権（著作権、商標権、肖像権など）

町議会公式アカウントが発信する個々の情報（文章、写真、イラスト、音声、動

画等)に関する知的財産権は、町議会又は町議会以外の原作者に帰属します。また、私的使用のための複製や引用など、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

## 8 個人情報の取扱いについて

町議会公式アカウントの運用上取得した個人情報については、北島町議会の個人情報の保護に関する条例に基づき適切に取り扱います。

## 9 免責事項

- (1) 町議会は、町議会公式アカウントが投稿する内容に細心の注意を払っていますが、掲載情報の正確性、完全性、有用性などを完全に保証するものではありません。
- (2) 町議会は、公開する情報を予告なく変更又は削除する場合があります。
- (3) 町議会は、利用者が町議会公式アカウントの提供した情報を利用又は信用したことにより、利用者又は第三者が被った侵害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (4) 町議会は、利用者により投稿されたコメント等について一切の責任を負いません。
- (5) 町議会は、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルについて、一切の責任を負いません。
- (6) 町議会公式アカウントは、SNSを提供する団体のシステムに設置されています。システムの運用状況や利用方法、技術的な質問等には一切お答えできません。
- (7) 町議会公式アカウントに関連し企業広告が表示された場合、その広告は本アカウントと一切関係がないものであり、利用者は広告によるいかなる理由での損害についても一切の責任を負いません。

## 10 運用方針の変更

町議会は、予告なくこの運用方針を変更する場合があります。

## 11 その他

運用方針に定めがない事項については、運用管理者及び運用責任者が別に定めるものとします。